

町民との意見交換会における町執行部からの回答



5月23日（木）
折木地区集会所



5月24日（金）
ひろの未来館



5月25日（土）
下北迫地区集会所

広 野 町 議 会



議長挨拶

町民の皆様におかれましては、時下ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より、町議会活動、運営について、格段のご指導、ご鞭撻を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度議会改革の一環として、広野町議会としては初めての試みである町民との意見交換会を令和6年5月23、24、25日の三日間、三箇所の会場において実施いたしました。参加された町民の皆様からは大変貴重なご意見、ご要望等をいただきました。議会としましては町民の皆様から寄せられたご意見、ご要望等を集約し、取りまとめたものを町執行部へ町民との意見交換会の報告書として提出いたしました。その後、町執行部から回答書が届き、今回はその回答書の内容を町民の皆様にお示しするものです。今回初めての取り組みと言いうこともあり何かと至らない点が多々あるかと思いますが、回数を重ね改善してまいりますので、ご理解の程よろしく願います。

今後におきましても町民の皆様、町執行部とも対話を重ね、より良いまちづくりにつなげてまいります。皆様のご理解とご協力を賜りますこと、よろしくお願いいたします。

結びに、町民の皆さまのご健勝、ご多幸を心よりご祈念し、挨拶といたします。

広野町議会議長 渡邊 正俊

目次

重点項目

- (1) 道の駅計画の中止とその経過について明確な説明をしてほしい。・・・1
- (2) 役場職員の来客対応、職場環境の改善を図るべきではないか。・・・3
- (3) 給食資材への活用など、畑作物の振興に力を入れてほしい。・・・3
- (4) 公設商業施設の生鮮食品をはじめとした品揃えの充実を図ってほしい。・・・4
- (5) 給食費無償化を県立ふたば未来学園中学生の町民も対象にしてほしい。・・・4
- (6) インターハイサッカー競技開催に向けた町内の環境整備を行うべき。・・・4

その他の項目

- (1) 道の駅計画の中止の原因となった岩盤は取れるのではないか。・・・5
- (2) 工期延長となった工事の工事看板の情報更新が遅いのではないか。・・・5
- (3) 東京電力第五次追補請求手続きの相談窓口を町に呼べないか。・・・5
- (4) 町全体のハラスメントをなくすための体制づくりや取組を行ってほしい。・・・6
- (5) 町のシンボルである二ツ沼総合公園の風車の取扱いを考えてほしい。・・・6
- (6) 駅東側等に商業施設が少なく、町のランドデザイン（将来像）が見えない。・・・7
- (7) 形骸化した協定の必要性の検証と整備をするべき。・・・7

重要項目

（１）道の駅計画の中止とその経過について明確な説明をしてほしい。

回答：建設課

町は東日本大震災と東京電力第一原子力発電所事故による未曾有の複合災害を受けたことを教訓に、厳しい避難生活が長期化する町民の帰還促進のため、災害に強いまちづくり、復興のシンボルとして防災機能を有した「防災拠点道の駅ひろの」の整備を計画し、国土交通省磐城国道事務所と連携し、平成 26 年度に事業着手いたしました。

整備計画については、「“防災拠点道の駅ひろの” 整備検討委員会」を組織するとともに下部組織となる経営・管理運営研究部会、農産物販売・地域特産品開発部会、防災機能研究部会、地域コミュニティ機能研究部会を設け、平成 27 年 11 月から平成 29 年 3 月まで、整備検討委員会については計 5 回、各専門部会については延べ 23 回の会議を開き、様々な視点から検討・議論を重ね、平成 29 年 3 月には整備検討報告書が町長に答申されました。さらに、この道の駅整備における財源については、国の補助制度となる社会資本整備総合交付金、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金並びに 6 次産業化ネットワーク活動交付金等を予定し、国土交通省磐城国道事務所においては駐車場、トイレ、情報館を整備し、各施設の敷地部分を町から国に売渡しすることを前提に、事業を進めていくこととしました。併せて、平成 28 年 10 月には、これまで整備について助言をいただいていた国土交通省磐城国道事務所と「道の駅設置に関する協定」を締結し、整備に向けた体制を整えて来ました。

平成 30 年度からの道の駅敷地造成工事を着手するに際し、課題となっていた約 100 万 m^3 の土砂の処分について、郡内の自治体や関係機関に受け入れを求めて来ましたが、引取りの時期や条件等における調整が困難な状況であったことから、土砂の搬出量を抑えるため、当初の敷地面積 9.6ha から 6.9ha に規模を縮小し事業計画の見直しをいたしました。このことにより、発生する土砂の数量は約 30 万 m^3 となりました。

懸案となっていた土砂の処分について、富岡町の産業団地造成工事において受け入れの表明があり、両町において協議を進め、平成 30 年 9 月、富岡町と「発生土の引渡しに関する協定」を締結しました。この協定により、広野町は土砂の掘削と集積までを行い、富岡町は土砂を積込み富岡町産業団地現場まで運搬することとなり、広野町の土砂運搬・処分に係る事業費が 11 億 2 千万円程度の低減が図られ、富岡町においては、当時大幅に不足していた土砂の安定した供給が確保され、事業の推進が図られるという両町にとって有意義なものとなりました。

平成 30 年度末から造成工事に着手し、平成 31 年度より本格的に土砂の掘削・搬出を開

始しましたが、約 15 万 m³ほどの土砂を掘削した時点で、掘削現場において硬質な岩盤が出現し、土砂の掘削作業が停滞しました。このことから硬質岩盤の分布状況を把握するため、ボーリング試験を行ったところ、硬質な岩盤は約 83,000 m³と推定され、これまで使用していた建設機械では掘削ができず、富岡町への土砂の供給もできない状況となりました。この硬質岩盤を町単独で掘削・運搬・処分をすることは多くの時間と 8 億 4 千万円程の費用が増加してしまうことから、町の健全な財政運営の維持のため、令和 2 年 8 月に道の駅整備事業内容や採算性等を再度確認し、事業計画を見直すことを町議会、整備検討委員会、地権者及び住民へ説明会を開催し、以後道の駅整備事業は休止といたしました。

休止中、令和 3 年 9 月には広野町議会による「道の駅に関する調査特別委員会」が設置され、整備計画が休止した経緯について原因を究明するため、土砂採取前のボーリング試験が適正に行われていたか等を中心に、9 回にわたり調査特別委員会が行われました。調査特別委員会の調査において、ボーリング試験や土質試験の結果における町の判断については、ボーリング試験で得られた試料の中に数十 cm 厚さの硬質岩盤が確認されたものの、連続性はなく、圧縮強度試験の結果も軟岩を示す範囲の強度であったため、軟岩の判定となり、弾性波試験でも軟岩を示す範囲の速度結果のみ確認されたことから、掘削範囲においては軟岩が分布しているという判断に誤りはないことが確認されました。このことから今回の局所的な岩盤の出現は、想定外のもので特異な現象であり、ボーリング試験の内容は、全体的な地質状況を把握するため効果的なボーリングの本数が設定され、地表地質踏査や弾性波試験を組み合わせ実施しており適正であったことが確認されました。調査特別委員会からは、「この現実を町民にしっかりと説明責任を果たしていただき、跡地の有効利用についても早急に方向性を見出されることを強く求める」との意見が出されたことに伴い、令和 5 年 1 月の議会全員協議会において、令和 5 年度において課長等会議の中で協議し整備の展望を図っていくことといたしました。

これまでの道の駅整備に係る費用については 826,922 千円となっております。

今後の事業計画を再度見直すに当たり、国土交通省磐城国道事務所と協議を重ね、令和 6 年 1 月に地域振興施設を伴う「道の駅」の整備については中止とする判断し、議会全員協議会において議会に報告しました。

今後の整備については町が取り組むべき新たな課題解決に向けた防災機能を有する施設の整備を図ることとし、跡地の有効活用をすることを踏まえ、課長等会議をはじめ国土交通省磐城国道事務所等、様々な関係機関と協議し、新たな整備計画の策定に取り組んできました。施設の整備については、町による「脱カーボン宣言」「環境基本条例」の制定に基づく“再エネ拠点”、“エコ拠点”となる新たな施策に対応する施設を進めるとともに、防災の機能を備えつつ、防災の司令塔となる広野町役場を中心に国道 6 号沿線の折木地区

防災エリア、二ツ沼総合公園の連携により防災におけるネットワークを形成し、跡地の有効活用を捉え、地震・津波・原子力災害からの新たな時代の安心・安全な防災に強い“共生のまちづくり”を展望してまいります。

（２）役場職員の来客対応、職場環境の改善を図るべきではないか。

回答：総務課

来庁者への対応において、福島県自治研修センターが実施する接遇研修の受講、課長等会議、全職員による月例及び各課における朝礼、週間情報共有会議等において、全職員に対し挨拶の励行等の徹底に取り組んでいます。

行政を取り巻く環境も大きく変化し、行政ニーズも多様化する中で、移住定住の促進、DXの推進を念頭に、効率的な行政事務執行を行うことを目的として、令和6年度において行政機構改革検討委員会を開催し、現行組織体制の検証・評価を行い、職場環境の改善に取り組み、役場職員の町民への対応がより良く受け止めていただけるよう努めてまいります。

（３）給食資材への活用など、畑作物の振興に力を入れてほしい。

回答：産業振興課

学校給食への地域の野菜の活用につきましては、広野町学校給食共同調理場では、学校給食における県産食材の活用状況が県内産野菜を77.8%使用しており、昨年10月26日に地産地消の取り組みとして利用率が高いことから、福島県教育長賞（県産食材活用部門）を受賞しております。

給食の改善や充実に向けて、広野町教育委員会と㈱新妻有機農園との契約締結を始め、町内生産者の野菜を取りまとめ供給しています。今後も学校側と生産者側で必要な食材の調整に取り組んでいきます。

町は、地域の特性を生かした振興作物の生産を奨励するため、広野町振興作物収穫補助金として、令和5年度より野菜を出荷・販売した生産者へ10a当たり15,000円の支援策を通して、福島県双葉農業普及所及び福島さくら農業協同組合など関係機関と連携し、玉ねぎなどの畑作物の振興に取り組んでいきます。

二ツ沼直売所につきましては、令和6年度より二ツ沼直売所組合が解散したことに伴い、町は広野町振興公社へ管理運営委託をして運営に当たっています。生産者の出荷状況により週4日の営業となっています。生産者の供給拡大を図り、消費者の需要に対応できる体制構築に取り組んでいきます。

（４）公設商業施設の生鮮食品をはじめとした品揃えの充実を図ってほしい。

回答：復興企画課

ひろのてらす「イオン広野店」については、復興支援並びに住民の帰還促進を目的に建設され、食料品や日用雑貨等の生活必需品を販売しています。もともと限られたスペースで営業しているため、店内での食品加工が出来ず隣店舗の「イオンいわき店」から商品を搬入する手法を取っています。

住民から生鮮食料品を増やしてほしいとの要望から、令和元年度に設置されている既存の冷蔵スペースに加え、新たに冷蔵スペース増設するなど自助努力を行ってきましたが、十分ではないとのご指摘と受け止めています。

引き続き住民の要望に応えるべく、月１回開催している「ひろのてらす出店者会議」に提案し改善に取り組んでいきます。

（５）給食費無償化を県立ふたば未来学園中学生の町民も対象にしてほしい。

回答：学校教育課

給食費無償化については、町立広野小・中学校の魅力化の一環として実施しているものであり、広野町立学校以外に就学している児童生徒については、要保護・準要保護就学援助事業制度に該当した方に対し支給を行っています。

県立ふたば未来学園中学生においては、県において対応いただくこととなります。

（６）インターハイサッカー競技開催に向けた町内の環境整備を行うべき。

回答：建設課

令和６年度全国高等学校総合体育大会サッカー競技大会はいわき市・広野町・檜葉町において、７月２６日から８月３日の９日間で開催されます。広野町内では、Ｊヴィレッジスタジアムと広野サッカー場が競技会場となっており、開催に向けＪヴィレッジ周辺の環境整備について、国、県、関係機関と連携しながら進めています。国道除草は７月１９日、県道除草は７月１８日に完了予定、町道並びに施設周辺の除草作業は７月２０日の完了を目指し環境整備等に取り組んでいます。

インターハイサッカー競技が常設開催となり、交流人口の拡大に向け、関係機関の来訪いただく方々により良い環境を提供できるよう取り組んでいきます。

その他項目

（１）道の駅計画の中止の原因となった岩盤は取れるのではないか。

回答：建設課

地盤掘削工事中に出現した硬質な岩盤は83,000m³と推定しています。この岩盤を全て掘削することは可能ですが、岩盤を砕きながらの掘削作業となるため多くの作業時間を要し、岩盤を砕き、掘削積込、運搬、処分に係る工事費が8億4千万円を要することとなり、町の財政計画の健全な運営の維持のため、関係機関と協議し、計画を修正することとしました。

（２）工期延長となった工事の工事看板の情報更新が遅いのではないか。

回答：建設課

本工事に係る看板表記の修正及び道路使用許可の延長については、滞りなく進めておりましたが、工期延長に伴う近隣住民への周知が遅れました。本件については、遅滞なく対応するよう受注者に対し指導し、適切に対応いたします。

（３）東京電力第五次追補請求手続きの相談窓口を町に呼べないか。

回答：復興企画課

東京電力原子力損害賠償の手続きについては、平成26年6月から平成31年4月まで、東京電力東町寮町内に相談窓口を設置し対応にあたってきました。東京電力原子力損害賠償の第五次追補等を踏まえた追加賠償に関する相談・請求書作成の窓口については、いわき市や南相馬市など県内八か所に常設しています。

広野町においては、いわき市などの常設の窓口で受付されるか、相談者の都合に合わせ、専用ダイヤルにて相談又は事前予約をしていただき、自宅又は広野町公民館への訪問による受付が可能となっております。何卒、ご理解賜りますようお願いいたします。

(4) 町全体のハラスメントをなくすための体制づくりや取組を行ってほしい。

回答：総務課

パワーハラスメント、セクシャルハラスメント並びにマタニティハラスメント等のハラスメント防止を規定する法律は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律、男女雇用機会均等法並びに労働基準法、育児・介護休業法があり、これらの法律に基づきハラスメントに対する事業主の責務等の明確化、雇用管理上の措置義務等が規定される運用がなされています。

また、町は人権擁護委員法に基づき法務大臣より委嘱された3名の人権擁護委員による特設相談所を役場庁舎内において定期的に開設し、住民からの人権相談を受け、法務局職員と協力して人権侵害から被害者を救済する等の活動を行っています。

今後において、住民や企業等に対し人権に関心を持ってもらえるような啓発活動等を行い、ハラスメントのない社会の実現に向け取り組んでいきます。

(5) 町のシンボルである二ツ沼総合公園の風車の取扱いを考えてほしい。

回答：復興企画課

昭和59年3月に広野町町勢振興計画を策定し、旧農場跡地に町のシンボルとなるサイエンスパーク(万博やエネルギーなどの科学的先進性を盛り込んだ公園)構想が提案され、平成2年度から平成4年度にかけて、二ツ沼総合公園の主要施設である野外ステージ、サイクリングターミナル、ローラースケート場、風の砦(風車)、バーベキュー広場、各種遊具施設などが整備されました。その中でも風車は、新たに誕生した町の憩いの場としてシンボリックな役割を果たしたと考えます。広野町は、観光資源に乏しく、二ツ沼総合公園の建設により地域における観光拠点を整備することで交流人口を獲得し、定住人口の増加につなげることを目的としました。

現在、風車については、老朽化や部品調達が困難ことから作動していない現況にありますが、公園の高台に位置し長年ランドマークとしての役割を果たしております。近年は、著名な芸術家により壁画を制作し、写真スポットとして多くの来訪者に親しまれており、新たな魅力化を図ることにより町民に親しまれる環境整備に努めています。

(6) 駅東側等に商業施設が少なく、町のグランドデザイン（将来像）が見えない。

回答：復興企画課

平成23年3月に発生した東日本大震災による大地震並びに大津波により、家屋の全・半壊や交通、上・下水道などの生活インフラに大きな被害をもたらしました。その後発生した福島第一原子力発電所の事故では、全町避難となり、住民や役場機能も町外へ避難を余儀なくされました。

こうした状況の中、平成24年3月、広野町復興計画（第一次）、平成26年3月、広野町復興計画（第二次）を策定しました。また、平成28年3月、第五次広野町町勢振興計画（平成28年度～令和7年度）を策定し、震災復興・創生に関する事業を展開してきました。令和8年3月には、第6次広野町町勢振興計画（令和8年度～令和17年度）を策定する予定で準備をしています。

広野駅周辺整備については、JR東日本水戸支社と協定を締結し、令和6年度にJRが整備するコンパクト駅舎、令和7年度には、旧駅舎を改修した交流施設の建設、その後、広野駅西側ロータリーの整備を実施いたします。

また、復興の拠点と位置付けた広野駅の東側については、第一期分として産業団地の造成を実施しました。これにより、オフィスビルやビジネスホテル、集合住宅、医療機関、薬局、企業などが進出しました。産業団地に多くの企業が進出することで住民の就労機会が増え、若者の収入安定が町内定住につながると期待しています。第二期分として住宅団地の造成を実施しました。開発事業者であるパナソニックホームズ株式会社により、販売が実施され住宅が建設され始めたところです。若者世代、子育て世代に対する住宅地購入補助金を用意し、移住・定住の受け皿として人口減少に歯止めをかけることを期待しています。

産業団地並びに住宅団地については、引き続き企業誘致、住宅販売促進に取り組み、町の将来像である「子どもの歓声とともに 新たな時代を拓くまち 広野」を目指し取り組んでいきます。

(7) 形骸化した協定の必要性の検証と整備をするべき。

回答：総務課

町は、自治体間の災害時における物資や人的支援に関する相互応援の取り組み、教育・文化・産業などの幅広い分野にわたる地域間交流の促進、企業や学術機関との復興・創生へのまちづくりの取り組み、医療機関や社会福祉法人との「福祉のまちづくり」の実現に向けた取り組みなどを目的とした協定を締結し、協定数は100となっています。

現行において、各協定の事業は、目的に基づいて適切に取り組まれています。

【問い合わせ】

広野町議会事務局 0240-27-4165